

社会 事件 ひと 話題

2004年(平成16年)6月12日(土曜日)

13版

30

「升席の喫煙で苦痛」

国技館で喫煙が制限されていないため、大相撲観戦に支障を来したのは日本相撲協会(北の湖理事長)の管理義務違反だと、神奈川県小田原市の司法書士、野田順一さん(40)が10日、同協会を相手取り、観戦のために支払った料金の4分の1に当たる5650円の損害賠償を求め、訴訟を横浜地裁小田原支部に起こした。

相撲協会に賠償求め 神奈川の男性が提訴

訴状などによると、野田さんは今年の5月場所千秋楽(5月23日)を国技館1階の升席Aで観戦した。しかし周囲の観客が吸うたばこで、約3時間半にわたって「筆舌に尽くしがたい苦痛」を味わいながらの観戦を余儀なくされたと主張。同協会が健康増進法などに基づいて受動喫煙を防ぎ、観客に支障なく観戦させる管理義務を果たさなかったと訴えている。

【大西康裕】

「升席喫煙は嫌」相撲協会を提訴

神奈川県小田原市の司法書士野田順一さん(40)が10日、国技館の喫煙が制限されていないのは日本相撲協会(北の湖理事長)の管理義務違反だと

して、協会を相手に千葉ット代の4分の1に当たる5650円の損害賠償を求め、訴訟を横浜地裁小田原支部に起こした。訴状によると、野田さん

は5月場所の千秋楽を国技館の升席で観戦した際、近くの観客が次々に喫煙したため、約3時間半にわたり、煙で「耐え難い苦痛」を味わったと

3版

2004年(平成16年)6月11日

金曜日

新 聞 (夕刊)

している。

野田さんは、健康増進法が劇場などの管理者に、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙を防ぐために必要な措置を講じるよう求めている点を指摘。協会が喫煙を放置したのは重大な過失だ、などと主張している。